

高知県行政書士会会長 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲



平成31年4月の申請締切日の変更について(通知)

当市農業委員会の業務につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、「天皇の即位の日及び即位正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布・施行されたことにより本年5月1日が祝日となるため、本年は4月27日（土）から10日間にわたって、いわゆるゴールデンウィークの連休が続くこととなります。

当農業委員会では、通常、毎月15日を基準日として申請の締切日を定めておりますが、平成31年4月の申請締切日につきましては、申請の審査の都合上、通常の日程では十分な審査を行うことが困難であるため、下記のとおり申請締切日を定めることといたします。

つきましては、貴会の会員の皆様へのご周知につきまして、ご協力をお願い申し上げますとともに、引き続き当委員会の業務についてご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 申請締切日 平成31年4月10日（水）

2 対象となる申請

- ・農地法第3条の規定による許可申請
- ・農地法第4条第1項の規定による許可申請
- ・農地法第5条第1項の規定による許可申請
- ・農地法第18条第1項の規定による許可申請
- ・農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画作成のための利用権設定等申出
- ・特に農地総会での審査が必要であると認められるその他の申請

※なお、上記以外の農地法第3条の3の規定による届出、農地法第4条及び第5条の転用届出、非農地証明願等については随時受付のため、申請締切日変更の影響はありませんが、届出等の受理、あるいは証明を交付するまでに通常よりもお時間をいただく場合がありますので、日程についてはご留意ください。

お問い合わせ先

〒780-8571

高知市鷹匠町二丁目1-43

高知市農業委員会事務局

TEL 088-823-9484

FAX 088-823-9031